

朝霞市地域防災計画

災害復旧復興計画編

第1章 災害復旧復興計画

災害復旧復興計画編の目次

第1章 災害復旧復興計画

第1節 迅速な災害復旧	復旧 1
第1 災害復旧事業計画の作成	復旧 1
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	復旧 1
第3 災害復旧事業の実施	復旧 4
第2節 計画的な災害復興	復旧 5
第1 災害復興対策本部の設置	復旧 5
第2 災害復興計画の策定	復旧 5
第3 災害復興事業の実施	復旧 6
第4 特定大規模災害時の措置	復旧 6
第3節 生活再建等の支援	復旧 7
第1 被災者の生活確保	復旧 7
第2 被災者等への融資等	復旧 9
第3 義援金品の受入れ・配分	復旧 10

■資料編

第1章 災害復旧復興計画

第1節 迅速な災害復旧

第2節 計画的な災害復興

第3節 生活再建等の支援

第1節 迅速な災害復旧

項 目	担 当
第1 災害復旧事業計画の作成	総括部、各部
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	総括部、各部
第3 灾害復旧事業の実施	各部

第1 災害復旧事業計画の作成

市所管各部は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、通常業務ができるだけ早く復旧させることに努める。

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、事業期間の短縮に努める。また、新たに災害の防止に努めるよう県各部局、国と十分連絡調整を図る。

なお、総括部は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市灾害復旧事業計画
- ④ 上水道灾害復旧事業計画
- ⑤ 下水道灾害復旧事業計画
- ⑥ 住宅灾害復旧事業計画
- ⑦ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑧ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑨ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑪ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑫ その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

各部は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、総括部は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

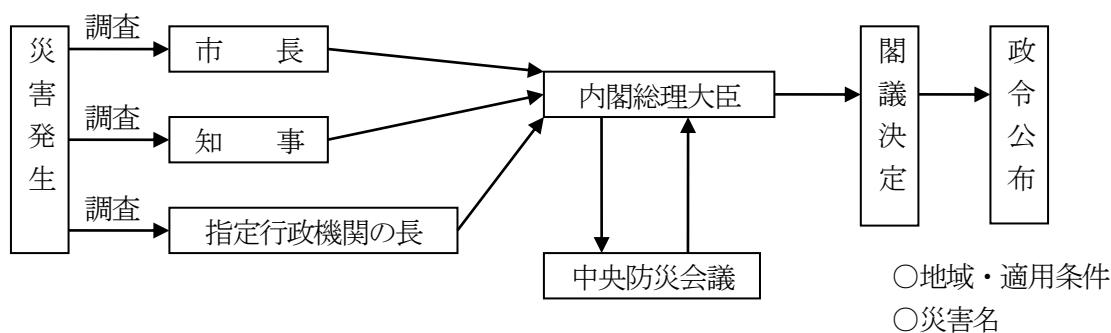
- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ③ 公営住宅法

- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設復旧事業関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅災害復旧事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者更正援助施設災害復旧事業 ・知的障害者援護施設災害復旧事業 ・女性保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業 ・湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ・森林災害復旧事業に対する補助 ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資材費の補助の特例 ・雇用保険法による求職者給付に関する特例

3 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

|| **第3 災害復旧事業の実施**

各部は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

項目	担当
第1 災害復興対策本部の設置	本部班、各部
第2 災害復興計画の策定	本部班、各部
第3 災害復興事業の実施	各部
第4 特定大規模災害時の措置	各部

第1 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

第2 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

本部班は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。方針決定後は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 災害復興計画の策定

各部は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

■復興計画の項目例

都市の復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ・建築制限実施計画 ・時限市街地の形成計画 ・復興対象地区の設定 ・復興まちづくり計画の策定 ・復興事業の推進施策
住宅の復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ・自力再建支援策 ・公的住宅供給施策
産業の復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業、農林業者等の支援策 ・地場産業等の復興支援策 ・雇用、就業の回復対策
くらしの復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉、保健機能の回復策 ・学校教育、社会教育機能の回復策 ・消費者保護対策

第3 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

本部長（市長）は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

県は、市が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

県及び市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第4 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。

第3節 生活再建等の支援

項目	担当
第1 被災者の生活確保	調査班、市民班、建設活動班、朝霞公共職業安定所、県、日本郵便株式会社朝霞郵便局
第2 被災者等への融資等	市民班、福祉班、県、県社会福祉協議会、住宅金融支援機構
第3 義援金品の受入れ・配分	財務・情報班、福祉班

第1 被災者の生活確保

1 被災者に対する職業あっせん等

埼玉労働局（朝霞公共職業安定所）及び県は、次の対策を行う。市民班は、被災者等にこれらの情報を提供する。

(1) 埼玉労働局

- ① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。
 - ア 臨時職業相談窓口の設置
 - イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
 - ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
 - エ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん
- ② 雇用保険の失業給付に関する措置
 - ア 証明書による失業の認定
 - イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給
- ③ 災害により事業主が倒産等の状態に陥り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、「賃金の支払確保に関する法律」の要件を満たす限り、雇用者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替するための手続をとる。

(2) 県

被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施する。

2 市税等の徴収猶予及び減免の措置

調査班は、災害により被災者の納付すべき市税等について、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

また、国及び県も同様の措置をとる。

3 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便株式会社朝霞郵便局は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

郵便関係	① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 ② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 ③ 被災地にて救助用郵便物の料金免除 ④ 利用の制限及び業務の停止
郵便貯金関係	① 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 ② 郵便貯金業務の非常取扱い
簡易保険関係	① 簡易保険業務の非常取扱い ② 簡易生命保険資金による災害応急融資

4 生活必需品の安定供給の確保

県は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努め、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

市民班は、県の活動に協力する。

5 災害公営住宅の建設等

大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

市は、低所得者災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させる。

建設活動班は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

6 被災者生活再建支援

市民班は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給する。

また、被災者生活再建支援法等の対象とならない災害については、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」を活用し、被災者生活再建支援法と同様の支援金を支給する。

第2 被災者等への融資等

- 【資料編】 2-4 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例
2-5 朝霞市災害見舞金支給規程

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被災した所得の低い者に対し、速やかに自力更正の一助となるよう、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(2) 住宅復興資金

住宅金融支援機構は、大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対しては災害障害見舞金を支給し、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金を貸し付ける。

2 被災中小企業への融資等

関係機関は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関による施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

市民班は、被災者等にこれらの情報を提供する。

- ① 災害復旧資金貸付（株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）
- ② 災害復旧高度化資金（県、中小企業基盤整備機構）
- ③ 小規模企業設備資金（県）
- ④ 中小企業体质強化資金（県）
- ⑤ 経営安定関連保証（信用保証協会）
- ⑥ 災害関係特例保証（信用保証協会）

3 被災農林漁業関係者への融資等

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。市民班は、被災者等にこれらの情報を提供する。

- ① 天災融資法に基づく資金融資（県）
- ② 株式会社日本政策金融公庫法による資金貸付（株式会社日本政策金融公庫）
- ③ 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資（県）
- ④ 農業災害補償法に基づく農業災害補償（農業共済組合等）

|| 第3 義援金品の受入れ・配分

1 義援金品の受入れ

財務・情報班は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。また、日赤埼玉県支部、ホームページ等を通じて募集を行う。
義援品は、救援物資と同様に扱う。

2 義援金の保管及び配分

福祉班は、義援金配分委員会を組織し、送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。寄託された義援金は被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。